

# 福岡県公報

令和二年一月三十一日  
第七十五号  
増刊  
①

## 目次

### 規則(第一号)

○福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

則 (児童家庭課) ..... 一

### 訓令(第一号)

○福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

(人事課) ..... 四

### 教育委員会

○福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務企画課) ..... 四

### 人事委員会

○福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) ..... 五

## 規則

福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年一月三十一日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第一号

福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和五十七年福岡県規則第三十号)

の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

申請番号

福岡県(母子・父子・寡婦)福祉資金貸付申請書

年 月 日 申請

Form 1: Applicant information, residence, and financial status. Includes fields for name, address, phone numbers, and income details.

Form 2: Loan details and guarantor information. Includes fields for loan amount, interest rate, and guarantor details.

上記の借入について連帯して債務を負担します。

福岡県知事 殿

申請書記入上の注意事項

この申請書に記入される際には下記の点にご注意ください。

- (1) 貸付けを申請する人の氏名及び住所を記入します。氏名は正しい読み方をカタカナで記入ください。なお、就職支度資金・修学資金、修業資金及び就学支度資金の申請の場合は、児童が申請者となることができます。
- (2) 貸付けを申請する人が個人である場合のみ、12桁の個人番号を記入します。
- (3) 資金名、申請額及び期間を記入します。母子父子寡婦福祉資金には用途の異なる12種類の貸付金があり、貸付額、貸付期間もまちまちです。わからないことは保健福祉(環境)事務所、福祉事務所又は町村役場のひとり親福祉担当係でおたずねください。
- (4) 生活保護の受給状況について該当する□にシ点を付けます。
- (5) 同居の家族全員を記入します。続柄の欄は申請者からみた続柄となります。年間就労収入の欄は平均月収を12倍した額を記入します。なお、連帯借受人については、同居していない場合でも記入してください。
- (6) 償還しやすいつい方法を選び、□にシ点を付けます。
- (7) 償還回数、年数は資金ごとにこなっています。それに応じた償還金額についてもわからないことは、保健福祉(環境)事務所、福祉事務所又は町村役場のひとり親福祉担当係でおたずねください。
- (8) その他の収入について年額を記入します。合計の欄は、同居家族の収入にその他の収入を加えた額を記入します。
- (9) 就職支度資金、修学資金、修業資金及び就学支度資金の申請において、母又は父が申請者となった場合に子の氏名及び住所を記入します。
- (10) 技能習得資金、修学資金、修業資金及び就学支度資金の申請において、対象となる学校について記入します。
- (11) 母子、父子又は寡婦となった時期を記入します。
- (12) 母子、父子又は寡婦となった理由について該当する□にシ点を付けます。
- (13) 連帯保証人は原則として県内に居住する親族1人又は2人を必要とします。保証能力、年齢等に制限がありませんので、わからないことは保健福祉(環境)事務所、福祉事務所又は町村役場のひとり親福祉担当係でおたずねください。
- (14) 貸付申請の理由を、具体的に詳しく記入します。
- (15) 世帯の他の借入金の有無について該当する□にシ点を付けます。負債がある場合、その総額を正しく記入し、うえで、その内訳を記入します。記入欄が不足する場合は別紙に記入し、添付してください。
- (16) 土地、建物等の資産状況について記入します。
- (17) 償還にあてる財源及びその計画等について具体的に詳しく記入します。
- (18) 貸付口座を記入します。コードについてはわかる範囲内で記入してください。
- (19) 申請者、連帯借受人及び連帯保証人がそれぞれ直筆で署名、押印します。

資金別添付書類調査点検表

母子父子寡婦福祉資金には用途の異なる12種類の資金があります。資金ごとに必要とする添付書類は下記のとおりです。この他にも必要とする書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。  
添付書類に不備がある場合、貸付決定ができないことがありますのでご注意ください。

○・・・申請時に必要な書類  
◎・・・貸付決定後に必要な書類  
△・・・借り受け目的別に必要な書類

資金名	事業開始	事業継続	住宅	就職支度	技能習得	生活	転宅	修学	就学支度	修業	医療介護	結婚
添付書類												
戸籍簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借受人所得証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連帯保証人所得証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業開始計画書等	○											
事業継続計画書等		○										
住宅工事計画書等			○									
登記簿謄本の写し	○	○	○									
借家等の賃貸借契約書	○	○	○				○					
就職・採用証明書				○								
入学・在学・修業証明書					○	△		○	○	○		
医療を受ける書類						△						
離職の日を証する書類						△						
弁護士への委任状等							△					
他資金の借受け書							○	○	○			
医療費計算書等											△	
保険給付に係る給付通知等											△	
結婚証明												○
児童扶養手当証明書等												
口座証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
口座証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
残高証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借受人印鑑証明書(20才以上の場合)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
連帯保証人印鑑証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
連帯借受人印鑑証明書(20才以上の場合)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
法定代理人の同意書(借用書裏面)	◎			◎				◎				◎

※法定代理人の同意書は借受人が児童又は父母のない児童の場合のみ必要です。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

訓令

福岡県訓令第一号

本 庁

出先機関

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年一月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県臨時職員規程（昭和三十五年七月福岡県訓令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

第二条中「任用は」の下に「、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において」を加え、同条第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第四条を次のように改める。

(任用の手続)

第四条 臨時職員の任用又は任用期間の更新の手続は、総務部長が定める方法によらなければならない。

第五条中「前条第一項」を「前条」に改め、「場合（）」の下に「任用期間を」を加え

、「本庁の課（室）の長又は主管課長」を「本庁にあっては本庁の課（室）の長、出先

機関にあっては当該出先機関を所管する本庁の課長」に改める。

第六条第二項及び第三項を削る。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

本 庁

第十条中「正規職員と同様とする」を「法令に定めのある場合を除き、任期の定めのない常勤職員（相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職であり、かつ勤務時間を一週間当たり三十八時間四十五分とすべき標準的な業務の量がある職を占める職員をいう。以下同じ。）の例による」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「別表に掲げるとおりとする」を「別に定める」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第一項中「正規職員」を「任期の定めのない常勤職員」に改め、同条第二項中「正規職員」を「任期の定めのない常勤職員」に改め、ただし書を削り、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「は、任期」を「が任期」に、「ときは、退職願（様式第八号）を所属長に提出しなければならない」を「とぎの手続は、総務部長が定める方法によらなければならない」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十二条とする。

第十四条を第十三条とする。

第十五条を削り、第十六条を第十四条とする。

別表及び様式第一号から様式第十二号までを削る。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和二年二月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び第二条の改正規定（同条第二号の改正規定を除く。）は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の福岡県臨時職員規程の規定は、令和二年四月一日以後に任用され、又は任用期間を更新される臨時的任用の職員について適用し、同年三月三十一日前に任用され、又は任用期間を更新される臨時的任用の職員については、なお従前の例による。

教育委員会

福岡県教育委員会訓令第二号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年一月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程（昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第四号）

の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條第二項」を「第二十二條の第三項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三條第一項」に改め、「第六條第一項」の下に「第二号」を加え、「第九條第一項」の下に「第二号」を加える。

第六條第一項中「臨時職員を」を「臨時職員の」に、「しようとするときは、任用候補者から次の各号に掲げる書類の提出を受けるものとする。」を「又は任用期間の更新の手続は、教育長が定める方法によらなければならない。」に改め、第一号から第四号までを削る。

第六條第二項及び第三項を削る。

第七條中「予算の範囲内において決定するものとする。」を「福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十七号）の定めるところによる。」に改める。

第八條中「正規職員と同様とする。」を「法令に定めのある場合を除き、任期の定めのない常勤職員（相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職であり、かつ、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一とすべき標準的な業務の量がある職を占める職員をいう。以下同じ。）の例による。」に改める。

第九條中「別表に掲げるとおりとする。」を「法令に定めのある場合を除き、任期の定めのない常勤職員の例による。」に改める。

第十條第一項中「別に条例で定めるところによる。」を「任期の定めのない常勤職員

の例による。」に改める。

第十條第二項中「正規職員」を「任期の定めのない常勤職員」に改め、「ただし、法第四十九條第一項から第四項までの規定は適用しない。」を削り、同條に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、法第四十九條第一項及び第二項並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定は適用しない。

第十一條中「臨時職員は」を「臨時職員が」に、「退職しようとするときは、退職願を所屬長に提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。」を「退職しようとするときの手続は、教育長が定める方法によらなければならない。」に改める。

第十三條を次のように改める。

（この訓令により難い臨時職員の取扱い）

第十三條 この訓令により難い臨時職員の取扱いについては、教育長が別に定める。

別表を削る。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第六條の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年一月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第一号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 福岡県警察官B（早期採用女性）採用試験

別表第一中

改める。

別表第二中

福岡県警察官B (女性) 採用試験	公安職給料表の職務の級一級の職のうち福岡県警察官A(女性)の採用試験の対象となる職以外の女性の職		
----------------------	--	--	--

を

福岡県警察官B (女性) 採用試験	公安職給料表の職務の級一級の職のうち福岡県警察官A(女性)の採用試験の対象となる職以外の女性の職		
----------------------	--	--	--

に

福岡県警察官B (男性) 採用試験	福岡県警察官B (早期採用男性) 採用試験	福岡県警察官B (女性) 採用試験	福岡県警察官B (武道指導) 採用試験	教養試験 人物試験 身体測定 資格調査	作文試験 身体検査 体力検査	高等学校卒業程度
----------------------	-----------------------------	----------------------	------------------------	------------------------------	----------------------	----------

を

福岡県警察官B (男性) 採用試験	福岡県警察官B (早期採用男性) 採用試験	福岡県警察官B (女性) 採用試験	福岡県警察官B (早期採用女性) 採用試験	教養試験 人物試験 身体測定 資格調査	作文試験 身体検査 体力検査	高等学校卒業程度
----------------------	-----------------------------	----------------------	-----------------------------	------------------------------	----------------------	----------

に

改める。

別表第三中

福岡県警察官B (武道指導) 採用試験	教養試験 実技試験 身体検査 体力検査	作文試験 人物試験 身体測定 資格調査
------------------------	------------------------------	------------------------------

を

福岡県警察官B (女性) 採用試験	当該年度の初日の前日における年齢が十七歳以上三十歳未満の女性。ただし、大学を卒業した者又は当該年度の三月までに大学を卒業する見込の者を除く。
----------------------	--

に

福岡県警察官B (女性) 採用試験	当該年度の初日の前日における年齢が十七歳以上三十歳未満の女性。ただし、大学を卒業した者又は当該年度の三月までに大学を卒業する見込の者を除く。
----------------------	--

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。